

函 土 管

平成29年 2月28日

建設業者 各位

函館市長 工 藤 壽 樹

公共事業における下請業者への社会保険等未加入対策について

平素より、本市発注の建設工事の適正な執行につきまして、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市が発注する建設工事につきましては、社会保険等（健康保険、厚生年金保険および雇用保険）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を契約の相手方としているところですが、その下請業者である技能労働者の雇用環境の改善および不良不適格業者の排除に取り組むため、別添のとおり、原則、社会保険等未加入業者との下請契約を禁止といたしますので、お知らせします。

(土木部管理課庶務係 21-3406)

(都市建設部まちづくり景観課庶務係 21-3354)

(港湾空港部管理課庶務係 21-3484)

建設工事における社会保険等未加入業者との下請契約の禁止について

函館市が発注する建設工事においては、社会保険等（健康保険、厚生年金保険および雇用保険）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を契約の相手方としているところですが、さらに、社会保険等未加入対策を推し進め、技能労働者の雇用環境の改善および不良不適格業者の排除に取り組むため、平成29年度から、原則、社会保険等未加入業者との下請契約を禁止します。

1 社会保険未加入業者の定義

「社会保険等未加入業者」とは、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を指します。

- ・健康保険法第48条の規定による届出義務
- ・厚生年金保険法第27条の規定による届出義務
- ・雇用保険法第7条の規定による届出義務

2 適用時期

(1) 1次下請契約の禁止

平成29年4月1日以降に入札公告および業者指名（随意契約を含む。）する全ての建設工事

(2) 2次以下の全ての下請契約の禁止

平成29年10月1日以降に入札公告および業者指名（随意契約を含む。）する全ての建設工事

3 事務手続

受注者が下請業者を選定し、市に「下請負人選定通知書」および「施工体制台帳」を提出する際に、下請業者の各保険の加入を証明する書類を添付してください。（詳細は添付の「社会保険等の確認書類について」を参照。）

また、社会保険等未加入業者と下請契約を締結した場合、具体的な理由を記載した理由書を提出してもらいますが、理由書の提出がない場合や、理由書によっても社会保険等未加入業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別な事情があると認められない場合は、下記指名停止等の対象となります。（別添「事務手続フロー」のとおり。）

4 指名停止等

最終的に、違反した元請業者に対しては、次の措置を講じます。

- ・函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく指名停止
- ・工事施行成績評定の減点

社会保険等の確認書類について

工事監督員が、受注者(元請業者)が選定した下請業者が社会保険等の未加入業者であるかを確認するため、「下請負人選定通知書」および「施工体制台帳」に必ず、下記の書類を添付してください。

1. 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書(経審)

「健康保険加入の有無」, 「厚生年金保険加入の有無」および「雇用保険加入の有無」の各欄が「有」または「除外」になっていることを確認します。

2. 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書(経審)の上記「各保険加入の有無」の欄が「無」の場合、または未受審の場合

それぞれの保険について、下記の書類にて確認します。

※ 下記書類の提出がない場合、受注者が原則、ペナルティの対象となります。

《健康保険・厚生年金保険》

「全国健康保険協会（協会けんぽ）」に加入済の場合	「年金事務所」発行の「保険料」の領収書（写し）
「健康保険組合」に加入済の場合	「健康保険組合」発行の「保険料」の領収書（写し） かつ、「厚生年金保険料」の領収書（写し）
「国民健康保険（北海道建設国民健康保険組合（建設国保）等）」に加入済の場合	「建設業に係る国民健康保険組合」発行の加入証明書（原本） かつ、「厚生年金保険料」の領収書（写し）
健康保険および厚生年金保険に最近加入したため、領収書等がない場合	健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業所控（写し）
健康保険または厚生年金保険に加入義務がない場合	社会保険等適用除外申出書 （別紙 様式1）

《雇用保険》

「労働局」または「労働保険事務組合」に保険料を納付済の場合	「労働局」または「労働保険事務組合」発行の「労働保険料」の領収書（写し）
雇用保険に最近加入したため、領収書がない場合	雇用保険適用事業所設置届の事業者控（写し）
雇用保険に加入義務がない場合	社会保険等適用除外申出書 （別紙 様式1）

社会保険等適用除外申出書

平成 年 月 日

函館市長 ○○ ○○ 様

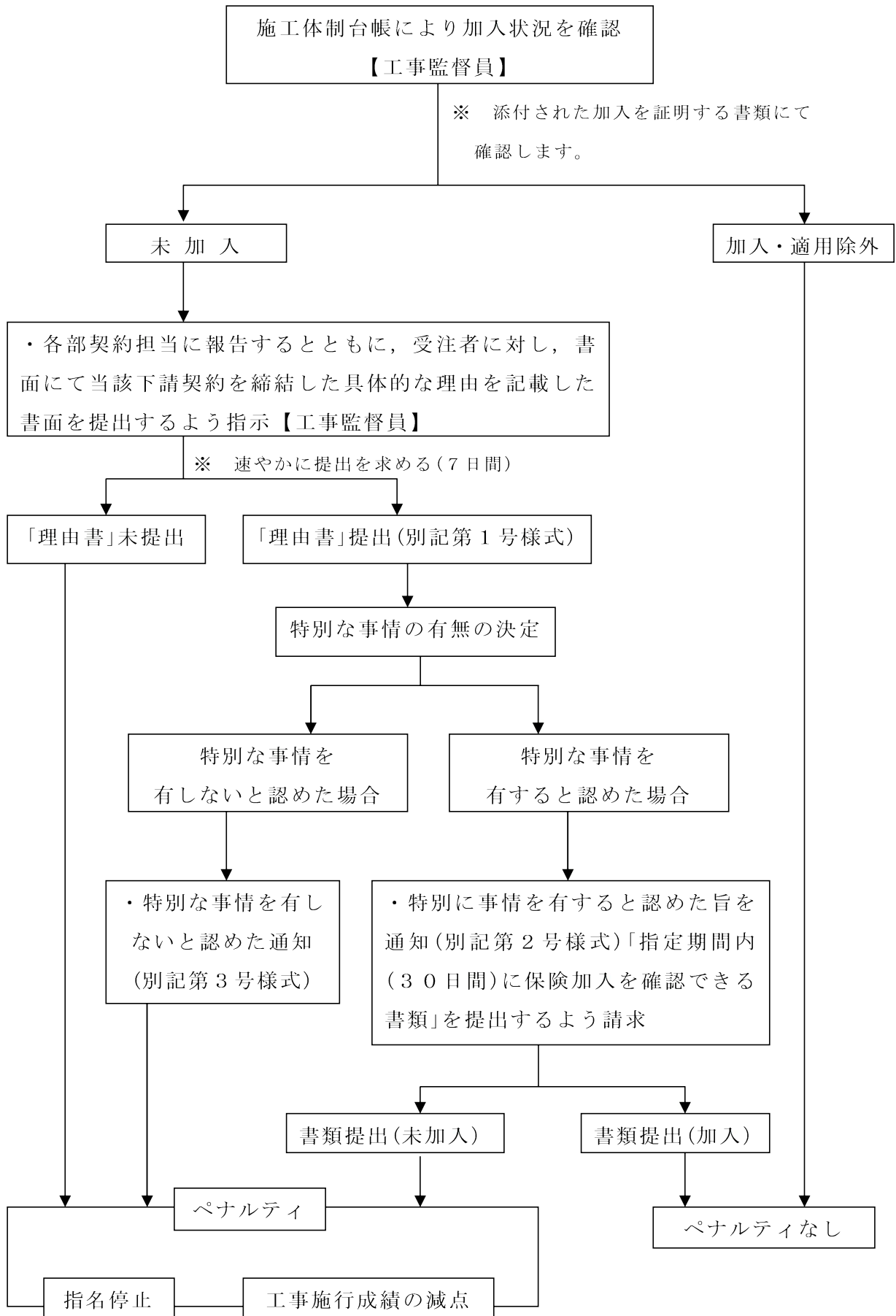
所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

- 健康保険および厚生年金保険に加入義務がないことを誓約します。
- 雇用保険に加入義務がないことを誓約します。
- ※ 該当する保険にチェックをしてください。

- 注) 1. 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（経審）を未受審である事業者は本申出書を提出してください。
2. なお、本申出書が虚偽であることが判明した場合は、受注者がペナルティの対象となります。

社会保険等未加入業者との下請契約禁止にかかる事務手続フロー



(別記第1号様式)

社会保険等未加入業者を下請契約の相手方とした理由

平成 年 月 日

函館市長 ○○ ○○ 様

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名 ⑩

工事名 _____

平成○○年○○月○○日付けで契約を締結した上記建設工事について、○○法第○○条の規定による届出の義務を履行していない「(建設業者)」と下請契約を締結したので、当該理由について、次のとおり申出します。

記

理由 ○○○○

(注) 下線部については、次から該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

(別記第2号様式)

平成 年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

函館市長 ○○ ○○

契約書第○条○項に定める特別の事情について

工事名

平成○○年○○月○○日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第○条第○項に定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

つきましては、平成○○年○○月○○日までに、「(建設業者)」が、○○法○○条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を提出してください。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第○条第○項の規定に違反することになりますので併せて通知します。

(○○部○○課庶務係)

(別記第3号様式)

平成 年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

函館市長 ○○ ○○

契約書第○条○項に定める特別の事情について

工事名 _____

平成○○年○○月○○日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第○条第○項に定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、契約書第○条第○項の規定に違反することになりますので併せて通知します。

記

理由 ○○○○

(○○部○○課庶務係)